

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から住民の生活を守るため
地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書

平成30年(2018年)4月から国民健康保険財政は都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、3年ごとに国保運営方針の見直しが行われている。

令和2年(2020年)11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税の負担率が高い」という構造的問題を抱えている」と指摘している。

コロナ禍において、住民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は命を守る制度として改善が緊急に求められている。

しかし、政府のガイドラインとそれに伴う「国保法改正(案)」では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれている。

国保運営方針に「保険税の平準化」と「財政均衡」に向けた取り組みを明記することを努力義務としている。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに保険税の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、コロナで苦しむ県民生活を追い込むものとなる。今後も、住民生活を守るために運営方針へ「平準化、財政均衡」の記載必須義務化に反対し、国の財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険税を引き下げるなど、市町村による保険税決定、自主性を尊重するよう強く求めるものである。

国保運営方針で保険税水準統一の年度を定めた都道府県はごく少数であり、「議論する」とどめた自治体もある。拙速な「平準化」や「繰り入れ解消」は保険税の大幅引き上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになる。

さらに政府は普通調整交付金まで見直し、医療費が高くなれば交付金を削ろうとしているが、このことは地方自治の根幹を揺るがす圧力にほかならない。

コロナ禍における国民の生活困窮にも鑑み、以下の項目のとおり、地方自治の本旨に基づき、国保制度を改善するよう求める。

記

- 1 コロナ禍の影響を鑑みた国保運営とすること。特に保険税減免を令和2年度(2020年度)と同様に全額国の負担で拡充普及すること。国保法44条の一部負担減免にもコロナによる影響を災害とみなして適用し、国の財政支援をおこなうこと
- 2 コロナ禍そのものが「特別な事情」に相当するものであり、受診を萎縮させ、感染拡大防止に逆行する「資格証明書(受診時10割負担)」については、少なくとも収束まで発行しないこと
- 3 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険税を引き下げること
- 4 保険税大幅引き上げにつながる「財政均衡」を運営方針記載必須義務にしないこと
- 5 統一保険税を市町村に強制しないこと
- 6 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、禁止しないこと
- 7 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること
- 8 保険者努力支援制度に、法定外繰り入れなど住民生活を守る施策へのペナルティは盛り込まないこと
- 9 所得調整機能を損なう普通調整交付金見直しの検討をやめること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年(2021年)年6月28日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
沖縄県知事